

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による
事故ではないと判断した案件について(お知らせ)

平成19年10月23日
経済産業省商務情報政策局
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『第4回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではない(製品事故ではない)と判断したのでお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省HP内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

詳細は別紙のとおりです。

【参考】 消安法

(主務大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(1) ガス機器・石油機器に関する事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700214	平成19年6月27日	平成19年7月6日	ガスこんろ(LPガス用)	不明	パロマ工業株式会社	火災・軽傷1名	全焼の火災が発生し、家人が首や足に軽い火傷を負った。なお、機器焼損のため機種名不明であるが、調理油過熱防止装置は付いていなかった。	山梨県		使用者がガスこんろでスープを温めている最中に寝てしまい火災に至ったものと思われ、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700240	平成19年7月14日	平成19年7月19日	密閉式ガスふろがま (都市ガス用)	SR-s	株式会社ガスター	火災	当該機器の給湯を使用して、浴槽にお湯を入れていたところ、ふろがま周辺が燃えていた。	東京都		使用者より「口火の大きさを調整した」との証言があり、機器内部を確認したところパイロットパイプに機器とは関係ないアルミ製パイプが接続されており、その接続部からのガス漏れが確認された。この漏洩ガスに引火したことにより火災に至ったものであり、使用者の製品改造による事故と判断した。
A200700243	平成19年7月10日	平成19年7月20日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-3300F-R	パロマ工業株式会社	火災・重傷1名	2口のガス栓の1つと接続した2口のガスこんろの左バーナーでお湯を沸かしながら、右のガスバーナーに火をつけたところ爆発した。家人が全身に火傷を負い、窓や天井などが破損した。 (管理番号A200700251と同一事故)	鳥取県		ガスこんろにはガス漏洩等の異常は認められないことから製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700251	平成19年7月10日	平成19年7月20日	ガス栓(LPガス用)	KU - 31	株式会社桂精機製作所	火災・重傷1名	2口のガス栓の1つと接続した2口のガスこんろの左バーナーでお湯を沸かしながら、右のガスバーナーに火をつけたところ爆発した。家人が全身に火傷を負い、窓や天井などが破損した。 (管理番号A200700243と同一事故)	鳥取県		調査の結果、当該ガス栓に不具合はなかった。事故は、当該2口ガス栓の何も接続していない方の栓が開いていた可能性があり、微量に漏れたガスが拡散せず、一ヶ所に溜まってしまったことにより引火、爆発した可能性もあり、引火の原因となったバーナーへの点火の前に、既にもう片方のバーナーでお湯を沸かすため火を使用していることもあり、偶発的に起きた事故であることから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700254	平成19年7月17日	平成19年7月26日	ガス給湯付ふろがま (都市ガス用)	TP-FP200AZR-1	高木産業株式会社	火災	当該機器を使用時、機器上部の洗濯物が燃えていることに気づき消した。	愛知県		排気口の近くに洗濯物を干していたため、排気熱で洗濯物が加熱され発火したものと思われるため、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700321	平成19年8月4日	平成19年8月10日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-S33CFA	パロマ工業株式会社	火災・軽傷1名	台所付近から出火し、母屋と納屋を全焼した。火元付近に当該機器があった。	岡山県		調査の結果、使用者は、調理油過熱防止装置(センサー)のついていないガスこんろ側で天ぷら調理後、ガスこんろを消火してその場を離れたつもりが、消火されておらず油が加熱され、発火したことが確認されたため、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700351	平成19年8月11日	平成19年8月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	DG4127S	株式会社ハーマンプロ	火災・軽傷1名	前日使用し、こんろの上に置かれていた調理油の入った鍋に火がつき、こんろ周辺を焼損した。出火した際、家人が水を掛けで消そうとしたため、水蒸気爆発を起こし、軽い火傷を負った。	東京都		調査の結果、使用者が調理油が入っていた鍋を置いていたガスバーナーを誤って点火していたことが確認されたため、使用者の不注意による事故であると判断した。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(2) 製品起因であるか否かが特定できていない事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700080	平成19年5月27日	平成19年6月1日	電気洗濯機	火災	浴室の外壁の横に設置されている洗濯機で洗濯を開始してから、2時間後に洗濯機付近からの発火を発見し、消火器で消火した。浴室の外壁、窓及びその上方の軒裏を焼損した。	福島県		調査の結果、電気部品からの発火痕跡が認められない等、当該機器が発火源である可能性は極めて低く、外的要因の可能性が高いことから製品に起因しない事故であると判断した。
A200700171	平成19年6月14日	平成19年6月22日	電気温風機	火災	当該機器の吹出口前方のキッチンカーペット、フローリング及び流し台前面が焦げた。また、当該機器の吹出口が焼損しており、キッチンカーペットの焼損したものが吹出口に付着していた。	千葉県		当該機器は吸気口付近の焼損がはげしい一方で制御基板等製品内部にはほとんど焼損は見られず、電気部品にショート痕等の発火の痕跡が認められない。キッチンカーペットが何らかの原因で発火し、その炎を当該機器が吸い込んで焼損した可能性が高いことから当該機器からの出火ではなく、製品に起因しない事故であると判断した。
A200700206	平成19年5月26日	平成19年7月3日	エアゾール缶(整髪料)	重傷1名	浴室の床で市販のガス抜き器を使用しエアゾール缶(LPGガスの使用されているもの)に穴を開けていたところ、4本目の製品に残っていた液体が床にこぼれた。この残液を湯船の水で洗い流したところ、その瞬間に火がつき両手両足に火傷を負った。氣化したLPGガスに何らかの原因で引火したものと考えられる。	愛知県		当該製品には「捨てるときは火気のない戸外で、噴射音が消えるまでボタンを押してガスを抜いて下さい。」との表示があるにもかかわらず、浴室内でエアゾール缶に穴を開けて処理していたことから、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700219	平成19年7月2日	平成19年7月10日	電気洗濯乾燥機	火災	エステ店併用住宅で当該製品を使用中、機器内のタオル、衣類等が焼損し、ドラムの羽根が一部焦げた。	富山県		事故原因は、オイルが付着したタオルを乾燥し、放置したことによりタオル等に残留しているオイルが酸化熱により発火したものと思われる。取扱説明書でもオイルの付着した衣類等は絶対乾燥機に入れないよう記載しており、消費者の誤使用による事故であると判断した。
A200700228	平成19年6月22日	平成19年7月13日	システムキッチン	重傷1名	当該製品を使用中に扉のガタつきが発生し、扉裏面から扉の固定状況を確認中に扉が手首に落下して骨折した。	東京都		扉、取付金具、ネジなど、各部材についての強度、耐久に問題はないものの、施工事業者により施工説明書では6箇所のネジ止めを指示されているところ、4箇所しかネジ止めがされていなかったこと、また、ネジ締めは、ドライバーを使用し手動で行うべきところ、電動工具を用いたため、ネジ穴がつぶれて空回りする状態となりネジが緩みやすくなっていたことから、製品に起因しない事故であると判断した。
A200700269	平成19年7月10日	平成19年7月27日	照明器具	火災	家人が帰宅後、焼損した当該機器を発見した。床、タンス及び天井が一部焦げていた。	大阪府		調査の結果、当該製品に接続されていた他社の電球用ソケットアダプターが絶縁破壊を起こし出火したことから、当該製品に起因しない事故であると判断した。
A200700312	平成19年8月5日	平成19年8月8日	エアコン(室外機)	火災	2階ベランダより焦げ臭いにおいがしたためベランダへ出たところ、当該機器と周辺の可燃物が燃えていた。	埼玉県		調査の結果、火災発生当時、当該機器は正常に動作していたことが確認されたうえ、当該機器には発火の痕跡は認められなかった。当該機器の吹き出し口前には、簡易ライター、スプレー缶が入ったゴミ袋が置かれていたことから、事故日当日の気温(35.5℃)と吹き出し口からの送風による加熱から、ゴミ袋から発火したものと推定される。よって、使用者の不注意による事故であると判断した。